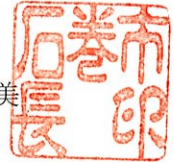


石巻市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定し、公金収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月30日

石巻市長 齋藤 正 美



記

1 指定公金事務取扱者

(1) 名 称 株式会社アットシステム

(2) 所在地 宮城県名取市増田4丁目7番20号

2 指定公金事務取扱者としての指定日

令和7年12月1日

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年1月16日

4 委託する期間

令和8年1月16日から令和8年3月31日まで

5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料